

別表1 個人の知見を判断する基準

分野	基準（一つ以上該当すること）
水質関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学識経験者</li> <li>(2) 行政職員として地域環境問題に係る業務に、通算5年を超える期間従事したもの</li> <li>(3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの</li> <li>(4) 技術士の資格を有するもの</li> <li>(5) 環境計量士の資格を有するもの</li> <li>(6) 水質関係公害防止管理者の資格を有するもの</li> <li>(7) 排水処理に関連する業務に3年以上従事し、岳南排水路について知見を有するもの</li> <li>(8) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの</li> </ul>
大気関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学識経験者</li> <li>(2) 行政職員として地域環境問題に係る業務に、通算5年を超える期間従事したもの</li> <li>(3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの</li> <li>(4) 技術士の資格を有するもの</li> <li>(5) 環境計量士の資格を有するもの</li> <li>(6) 大気関係公害防止管理者の資格を有するもの</li> <li>(7) ばい煙処理に関連する業務及び悪臭対策に3年以上従事したもの</li> <li>(8) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの</li> </ul>
土壌・地下水関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学識経験者</li> <li>(2) 行政職員として地域環境問題に係る業務に、通算5年を超える期間従事したもの</li> <li>(3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの</li> <li>(4) 技術士の資格を有するもの</li> <li>(5) 環境計量士の資格を有するもの</li> <li>(6) 土壌・地下水に関連する業務に3年以上従事したもの</li> <li>(7) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの</li> </ul>
騒音・振動関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学識経験者</li> <li>(2) 行政職員として地域環境問題に係る業務に、通算5年を超える期間従事したもの</li> <li>(3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの</li> <li>(4) 技術士の資格を有するもの</li> <li>(5) 環境計量士の資格を有するもの</li> <li>(6) 騒音関係及び振動関係公害防止管理者の資格を有するもの</li> <li>(7) 騒音・振動関係公害対策業務に3年以上従事したもの</li> <li>(8) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの</li> </ul>

別表2 法人の知見を判断する基準

分野	基準（一つ以上該当すること）
水質関係	(1) 営利を目的としないものであって、水質に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの
大気関係	(1) 営利を目的としないものであって、大気に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの
土壌・地下水関係	(1) 営利を目的としないものであって、土壌・地下水に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの
騒音・振動関係	(1) 営利を目的としないものであって、騒音・振動に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの